

平成10年(ワ)第10379号 損害賠償等請求事件

原告 荒木照夫ほか5名

被告 日本たばこ産業株式会社  
長岡實，水野繁，水野勝  
国

判決期日 平成15年10月21日

## 判 決 要 旨

### 第1 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 第2 事案の概要

本件は，原告らが，若年時より長期間にわたって喫煙を継続したため，肺がん，喉頭がん，肺気腫に罹患したとして，被告らがたばこ健康に関する正確な情報を提供するなどの有効な喫煙規制対策をとらずにたばこを販売し，または販売させたことなどが違法であるとして，被告日本たばこ産業株式会社に対し民法709条，同被告の歴代の代表取締役である被告長岡實らに対し商法266条の3，被告国に対し国家賠償法1条にそれぞれ基づき，原告らの損害（慰謝料各1000万円）を連帯して賠償するよう求め，さらに被告日本たばこに対し，原告らの人格権が侵害されていることを理由に侵害行為の差止めとして，販売の制限，広告の禁止，有害表示等を求めた事案である。

### 第3 争点の概要（主張の要約は別紙のとおり）

- 1 たばこの有害性・依存性
- 2 被告らの違法行為の有無
- 3 損害及び因果関係
- 4 消滅時効
- 5 人格権に基づく請求の可否

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 たばこの有害性・依存性

ア たばこ煙中にはニコチン・タール・一酸化炭素等の多種の化学物質が含まれており、喫煙は、心拍数増加・血圧上昇等さまざまな急性影響を身体にもたらすほか、肺がん・喉頭がん・食道がん等の疾病に罹患するリスクを高める。このような喫煙の身体に対するリスクは、多くの研究結果によって裏付けられ、もはや社会の常識となっている。

イ ニコチン依存には精神的依存のほか身体的依存も認められているが、アルコールや禁制品の薬物に比べるとその程度は低い。ニコチンには依存性があるものの、その程度は、喫煙者の自由な意思決定を奪うほど強力ではなく、喫煙者自身の意思及び努力によって禁煙ができないとは認められない。

##### 2 被告らの違法行為の有無

###### (1) 被告日本たばこについて

原告らのこの点の主張は、たばこの有害性、依存性を前提として、被告日本たばこがたばこを製造・販売すること自体、あるいはその販売の態様を不法行為法上違法であるとするものである。

###### ア たばこの製造・販売自体の違法

たばこ事業法等の国の法律は、たばこの製造・販売そのものを適法行為と取り扱っている。そして、喫煙の有害性はある程度社会的に共通認識となっており、1972年以降、たばこの外装に健康への危撻性に関する注意表示が行われている。喫煙をするかしないかは本来自由に選択できることであり、たばこの依存性も喫煙を続けるかどうかの選択の自由を奪うものではない。そして、たばこがし好品として社会に定着している事情も考慮すると、たばこの製造・販売自体が違法であるとは言えない。

###### イ 注意表示について

日本ではじめて注意表示が行われたのは、1972年であるが、この時

期が諸外国と比べて著しく遅れているとは言えない。注意表示決定の過程は、専門家の意見を聞くなどして、慎重な手続を経て決定されたものであるし、審議会の結論の前提となるたばこの有害性に関する事実認識が、当時のたばこの有害性に関する一般的な知見の水準と著しくかけ離れているとは認められない。注意文言は、たばこ消費者がたばこの健康に対する有害性について意識し、喫煙をするかどうか自己決定をするにふさわしい文言であることが必要であるが、旧注意文言、現行注意文言ともに喫煙者に対する警告として一定の機能を果たしているものと認めることができる。したがって、原告ら主張のような強力な警告表示をしないことをもって違法とは言えない。

ウ その他、原告ら主張の諸点を検討してみても、被告日本たばこ（日本専売公社を含め）が行ってきたたばこの製造・販売が不法行為法上、不当の問題を超えて違法であるということとはできない。

#### (2) 被告長岡らについて

原告ら主張の被告日本たばこに違法行為が認められないことからすれば、被告長岡らの代奉取締役としての業務執行行為に違法性があったと認めることはできない。

#### (3) 被告国について

被告日本たばこのたばこの製造・販売について違法と目すべき点は認められないので、これが違法であることを前提として、被告日本たばこのたばこの製造・販売を規制する措置を採る義務が国にあったとする原告の主張は理由がない。

### 3 小括

以上より、被告らに違法行為は認められないので、その余の点について判断するまでもなく、本件損害賠償請求は理由がない。

### 4 人格権に基づく請求の可否

原告らは、将来の侵害として、私的施設・公共施設において受動喫煙にさらされるおそれ、喫煙再発のおそれ、たばこの販売がこのまま継続されることによる精神的苦痛を主張するが、いずれも抽象的な可能性を越えるものではなく、具体的な生命・身体に対する侵害と評価することはできない。また、前記のとおりたばこの製造・販売について違法性を認めることができないので、原告らの人格権に基づく請求は理由がない。

## 主張の要約

1 原告らは、たばこは身体にきわめて有害であり、麻薬と同様の強力な依存性があって、一旦喫煙を始めたならよほどのことがないと禁煙はできないということを前提として、以下のように被告らの責任を主張した。

(1) 被告日本たばこ産業は欧米の研究結果や被告日本たばこ産業自身の研究により、その有害性・依存性を知っていたか、知り得たのだから、たばこの有害性を調査し、安全性が確認できるまで販売を控えるなどの喫煙規制対策をし、また、販売に当たっては、有害性に関する強力な警告表示をすべき義務があった。

しかし、被告日本たばこは、あえて有害性や依存性を隠蔽し、依存性を利用した販売を行い、自動販売機を国内で50万台以上設置して未成年者がたばこを買いやすくし、広告などでたばこに対するよいイメージを植え付け、たばこの有害性への認識を誤らせるような曖昧な有害表示をし、たばこを販売したので、たばこ販売事業者としての注意義務に違反し、違法である。

(2) また、被告日本たばこの代表取締役であった被告長岡ら3名も、代表取締役として被告日本たばこ産業の違法な行為を抑制すべきだったのに、しなかったのであるから、商法266条の3により責任を負う。

(3) 被告国は、日本専売公社において、専売事業として自らたばこを販売させ、税収源としていた。また、日本専売公社が株式会社化された後も、大蔵大臣は、法律上、被告日本たばこに対する監督権限を持っていた。

したがって、大蔵大臣は、被告日本たばこに対する監督権限に基づいて、有害なたばこの販売を禁止するか、強力な警告表示をさせる義務があった。また、厚生大臣は、国民の健康を守る観点から、健康に有害なたばこを規制し、販売を禁止するか、強力な警告表示をさせて国民に正しい情報を提供すべき義務があった。

しかし、大蔵大臣・厚生大臣はそのような政策をとらず、曖昧な有害表示のまま販売をさせたのであるから、違法である。

(4) たばこが肺がんなどの病気の原因であることは、疫学によって証明されているので、原告らがたばこを吸ったことと被告日本たばこがたばこを販売したことが明らかであれば、原告らが個別的にたばこと病気の因果関係を証明しなくても、被告らの違法行為と原告らの病気の因果関係は証明されている。

2 これに対し、被告日本たばこ、被告長岡らは、たばこは原告が主張するほど有害ではないこと及びたばこの依存性は原告が主張するほど強力ではなく、自分の意思でやめられることを前提に、以下のように反論した。

(1) たばこは古くから国民に定着している嗜好品であり、たばこの販売は法律でも認められているので違法ではない。

被告日本たばこは、世界の情勢にしたがって、たばこの研究や広告の自主規制など、やるべきことをやってきた。被告日本たばこが行ってきた注意表示も、大蔵審議会や国会で、医学等の専門家の意見を聞き、慎重な手続で決められた注意表示であり、たばこは健康に有害であることを注意喚起するものだから、注意表示として適切であり、違法でない。

(2) たばこの依存性は自分の意思で禁煙できなくなるほどのものではなく、原告らも新聞報道や知人からの忠告でたばこの有害性を知りながら、あえて喫煙をつづけてきたのであるから、原告らがたばこにより病気になったとしても、それは原告らの自己責任である。

(3) 因果関係とは「あれなければ、これなし」という関係なのだから、疫学において喫煙者が非喫煙者より肺がん等にかかる確率が高いとしても、原告らがそれぞれ喫煙が原因で肺がんになったことを証明できなければ、原告らの病気とたばことの因果関係は証明できたとは言えない。

3 被告国は、以下のように反論した。

大蔵大臣・厚生大臣には原告らの主張するようなたばこ事業に対する規制権限があるわけではない。大蔵大臣、厚生大臣の権限の行使には裁量権があり、大蔵大臣・厚生大臣が権限を行使しなかったことは裁量権の範囲を逸脱していない。